

平成三十年政令第百三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第八十条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和政令で定めるところにより、当該選挙地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙に関する事務を管理する選挙管理委員満了による選挙等の期日等の臨時特例に号）第二十二号第五号（衆議院比例代表選出議員又は参議院の議員又は参議院の議員の任期満了による選挙に関する法律（平成三十年法律第百一号）第三号）	中央選挙管理会、参議院合同選挙区選出議員の選挙については、それぞれ同法第二号第一項各号及び選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員が定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日	告示日の前日
公職選挙法第四十	第三十三号第五項（第三十四号の二第二号の二第二項及び五項において準用する場合を含む。）	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に
公職選挙法施行令	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に
（昭和二十五年政令	第八十九号）第十	七条第一号

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条 法第一号第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条の二、第一百零四号の二、第一百零五号の二、第一百零六号の二及び第二百二十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三号第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二号第四項（同令第十四号（同令第二十九号）において準用する場合を含む。）及び第二十八号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一号第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一号第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。一 平成三十一年三月一日から同年三月十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙については法第一号第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年六月一日以後の日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙については法第一号第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第一号第二項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月十九日」とあるのは、「同年二月五日」と読み替えるものとする。

（法第一号第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九号第一項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一号第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行する。